

【前期 第4問】

甲(男性・当時 64 歳)は、平成 18 年 9 月 24 日午前 10 時 15 分ころ、とある建物の屋上喫煙所で暴力団関係者 V(男性・当時 76 歳)に「ちょっと待てや。話がある。」と呼び止められた。甲は以前にも V から因縁を付けられて暴行を加えられたことがあり今回も因縁を付けられて殴られるのではないかと考えたものの、V の呼びかけに応じた。甲は近くの建物非常階段付近まで移動したところ、V からいきなり殴りかかれ、これをおとしたものの付近のフェンスまで押し込まれ膝や足で数回蹴られる等の暴行を受けた。その時、もみ合いになっている現場に V の取り巻き連中 A・B が近づくななどしたため、甲は 1 対 3 の関係にならないように、A・B に対し「俺はやくざだ。」と威嚇し、甲をフェンスに押しえつけていた V に対してその顔面を 1 回殴打した。すると V は、その場にあった鉄パイプ(長さ 50 cm、直径 2.5 cm、重さ約 1kg)を持ち上げ、甲に向けて振り回した。そこで甲は、鉄パイプを振り回した反動で体勢を崩した V の顔面を右手で殴打すると、V は頭部から落ちるように転倒し、後頭部をタイルの敷き詰められた地面に打ち付け、仰向けに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった(第 1 暴行行為)。甲は、憤激の余り、意識を失い仰向けになって倒れている V に対し、その状況を十分に認識しながら、「俺を甘く見ているな。俺に勝てるつもりでいるのか。」などと言い、その腹部等を足蹴にしたり、足で踏みつけ、また、腹部に膝をぶつける(右膝を曲げて、膝頭を落とすという態様)等の暴行を加えた(第 2 暴行行為)。V は第 2 暴行により、肋骨骨折、脾臓挫滅、腸間膜挫滅等の傷害を負った。

V は付近の病院へ救急車で搬送されたものの、暴行から約 6 時間後の同日午後 4 時 30 分ころ、頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡したが、この死因となる傷害は第 1 暴行行為によって生じたものであった。

甲の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成 20 年 6 月 25 日第 1 小法廷決定